

特別警報および避難勧告等発令時の対応について

長崎県教育センター

教育センターが実施する事業にあたっては、参加者(受講者を含む)および運営に携わるすべての関係者の生命、身体、財産等を災害から保護するため、以下に示す対応をとることを原則とする。

<教育センター主催の研修講座（実施要項の講座番号が「セ」で始まる研修）>

1. 「研修会場となる市町」で発令された場合

「特別警報」もしくは「警戒レベル4以上」の避難勧告等が発令されている場合、教育センターは講座実施の可否を、以下に示す時刻をもって判断する。なお、講座開始時刻を遅らせたり、講座の実施を取りやめたりする場合は、下記の時刻までに教育センターWeb ページで周知する。(取りやめた講座の中止・延期等の事後対応については、後日連絡する。)

講座の開始時間帯	判断する時刻	Web による周知
午前	午前6時30分	午前 7時まで
午後	午前9時30分	午前10時まで

ただし、受講者は移動等に危険が伴うと予想される場合や公共交通機関が確保できない場合は、教育センターからの連絡を待たずに、管理職等と相談の上で遅刻、欠席等の対応をとることができる。(遅刻、欠席等の連絡は、研修講座実施要項 7 諸連絡「欠席・遅刻」に準じる。)

2. 「研修会場となる市町以外」で発令された場合

警報や避難勧告等が発令されていても、研修講座は予定通り実施するものとする。

ただし、受講者は自身の居住地や移動経路の途中で危険が伴うと予想される場合は、1と同様の対応をとることができる。

3. 「学校」を主会場とする場合

非常変災のために臨時休業となった場合は、警報および避難勧告等の有無にかかわらず、研修を取りやめる。また、その結果の周知については1と同様とするが、措置決定の時刻によってはその限りではない。

4. 「研修の途中」で発令された場合

「特別警報」もしくは「警戒レベル4以上」の避難勧告等が発令された場合、教育センターは研修続行の可否について判断をする。

5. その他

次の場合は、状況に鑑み1～4にかかわらず適宜対応するものとする。

(1) 竜巻、雷、急な大雨等、適時的確な避難勧告等の発令が困難な場合

- (2) 台風のように時間の経過とともに雨量や風速の予測がある程度可能な場合
- (3) 地震・津波・噴火等により甚大な被害が発生した場合

＜出前型研修＞

1. 出前型研修の「実施市町」で発令された場合

「特別警報」もしくは「警戒レベル4以上」の避難勧告等が発令されている場合、教育センターは研修実施の可否を、以下に示す時刻をもって判断する。なお、研修開始時刻を遅らせたり、研修の実施を取りやめたりする場合は、下記の時刻までに依頼元へ連絡する。(取りやめた研修の中止・延期等の事後対応については、後日連絡する。)

研修の開始時間帯	判断する時刻	依頼元への連絡
午 前	午前 7時	午前 8時まで
午 後	午前10時	午前11時まで

2. 派遣職員が「移動する経路の市町」で発令された場合

「特別警報」もしくは「警戒レベル4以上」の避難勧告等が発令された場合は、1と同様の対応をとる。

3. 悪天候などで派遣職員の移動交通手段（往路）が運行停止した場合

実施予定の研修は、中止または延期とする。

4. 「学校」を主会場とする場合

非常変災のために臨時休業の措置をとった場合は、依頼元が派遣職員へ速やかに連絡し、警報および避難勧告等の有無にかかわらず研修を取りやめる。

(取りやめた研修の中止・延期等の事後対応については、後日連絡する。)

5. 「研修の途中」で発令された場合

「特別警報」もしくは「警戒レベル4以上」の避難勧告等が発令された場合、教育センターは研修続行の可否について判断をする。

6. その他

次の場合は、状況に鑑み1～4にかかわらず適宜対応するものとする。

- (1) 竜巻、雷、急な大雨等、適時的確な避難勧告等の発令が困難な場合
- (2) 台風のように時間の経過とともに雨量や風速の予測がある程度可能な場合
- (3) 地震・津波・噴火等により甚大な被害が発生した場合

＜上記以外の教育センターが主催する各種事業＞

1. 「会場となる市町」で発令された場合

「特別警報」もしくは「警戒レベル4以上」の避難勧告等が発令されている場合、教育センターは事業実施の可否を、以下に示す時刻をもって判断する。なお、開始時刻を遅らせたり、実施を取りやめたりする場合は、下記の時刻までに電話や教育センターWeb ページ等で周知する。

事業の開始時間帯	判断する時刻	Web 等による周知
午 前	午前6時30分	午前 7時まで
午 後	午前9時30分	午前10時まで

ただし、参加者は移動等に危険が伴うと予想される場合や公共交通機関が確保できない場合は、教育センターからの連絡を待たずに、遅刻、欠席等の対応をとることができる。(遅刻、欠席等は担当課へ連絡する。)

2. 「1以外の市町」で発令された場合

警報や避難勧告等が発令されていても、事業は予定通り実施するものとする。

ただし、参加者は自身の居住地や移動経路の途中に危険が伴うと予想される場合は、1と同様の対応をとることができる。

3. 「学校」を主会場とする場合

非常変災のために臨時休業となった場合は、警報および避難勧告等の有無にかかわらず、事業を取りやめる。また、その結果の周知については1と同様とするが、措置決定の時刻によってはその限りではない。

4. 「事業の実施中」に発令された場合

「特別警報」もしくは「警戒レベル4以上」の避難勧告等が発令された場合、教育センターは事業続行の可否について判断をする。

5. その他

次の場合は、状況に鑑み1～4にかかわらず適宜対応するものとする。

- (1) 竜巻、雷、急な大雨等、適時的確な避難勧告等の発令が困難な場合
- (2) 台風のように時間の経過とともに雨量や風速の予測がある程度可能な場合
- (3) 地震・津波・噴火等により甚大な被害が発生した場合